



しぶや青色

平成23年 7月号 第493号 社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aoiro.jp/>

★ 8、9月のイベント情報 ★

=== 「融資個別相談会」開催のご案内 ===

近々に融資を受けようとしている方、また融資について種々の相談をされたい方は、この機会にお気軽にご来所下さい。日本政策金融公庫の担当の方が対応いたします。

<日 時> 9月7日(水) 午後1時00分～4時30分

※予約制……お一人につき40分の予定です

<場 所> (社) 渋谷青色申告会館

<相談内容> 事業ローン・経営多角化ローン・教育ローン

<費用> 無 料

※参考のため、過去2年間分の申告書・決算書、また設備資金の場合は「見積書」等をご持参下さい。

青年部主催 体験してみよう！はじめてのパソコン会計

会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室

☆ 弥生会計ソフトってどんなもの？

☆ 弥生会計ソフトって入力簡単？

☆ 弥生会計ソフトってどこまで出来るの？

パソコンでの簡単な文字入力・マウスが使える方で、これからパソコン会計を始めたいとお考えの方を対象に開催。

<日 時> 8月29日(月)・30日(火)

午前の部(不動産編) 午後の部(一般編)

9:30～12:30 13:30～16:30

<場 所> 渋谷区立商工会館 6階クラブ室

渋谷区渋谷1-12-5

<定 員> 8名

<費用> 500円

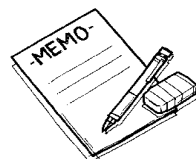
◆◆ 8月の税務相談日 ◆◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日 時> 8月17日(水) 午前10時～午後4時

<場 所> (社) 渋谷青色申告会館

<費用> 無 料 (お一人約1時間を予定)



青色申告会の会員サービス！

青色申告会員ならではの会員サービスをご用意しております。詳しくは、事務局にお問合わせください。

1. マジックキングダムクラブ

東京ディズニーリゾートでパスポート購入割引等の特典があります。お子さん・お孫さんも大喜び間違いなし！

2. ラフォーレ倶楽部の施設利用

全国13カ所あるラフォーレ施設を会員料金で利用できます。リゾート気分を味わいませんか？

3. 日本旅行会員割引

企画旅行（国内・海外）が7%割引になります。

4. 三井生命保険の割引

個人で加入している三井生命の保険料が割引になります。
※一定の条件が必要です。割引率は契約内容により異なります。

5. アフラックのがん保険

CMでおなじみの「アフラックのがん保険」。団体割引になるのでお財布にもやさしい！

利用してね♪

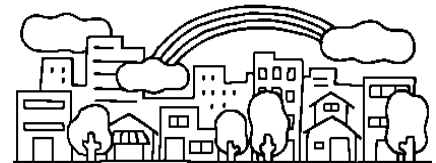


国民年金基金は基礎年金に上乗せする公的な年金制度です。

～ 早めのご加入をお勧めいたします ～

自営業者などの方にも「上積み年金」を準備し、豊かな老後を送ることができるようにするのが国民年金基金です。国民年金基金に加入すると、税金が軽減され大変有利です。

- ① 掛金は全額社会保険料控除の対象となります。
- ② 受取る年金は、公的年金等控除の対象となります。
- ③ 遺族一時金は非課税となります。



>>> どんな人が加入できるの？

- ◇ 自営業者・自由業など国民年金保険料を納めている人（第1号被保険者）
- ◇ 東京都内に住民票のある人
- ◇ 20歳以上60歳未満の人

但し、保険料を免除（一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予を含む）されている方と農業者年金基金に加入している人は加入出来ません。

【例 34歳0ヶ月 男性 A型1口加入の場合】

掛金	月額	11,180円
60歳までの総額		3,488,160円
(11,180円×12ヶ月×26年)		



受取る年金	月額	20,000円
65歳～80歳までの総額		3,600,000円
(保証期間20,000円×12ヶ月×15年)		

※更に80歳を過ぎても、生涯受取ることが出来ます！

e-Tax の利用拡大に貢献した団体に対する

東京国税局長感謝状受彰

去る5月18日、渋谷税務署において、e-Tax の利用拡大に取り組んできた「渋谷電子申告・電子納税推進協議会」と同協議会の構成団体である当会をはじめ、全ての団体に対して、小島前署長より東京国税局長感謝状が贈呈されました。

税務関係団体や商店会連合会など8団体で構成する「渋谷電子申告・電子納税推進協議会」は、「世界をリードする国際都市渋谷から電子申告の活用を！」をスローガンに、「電子化の先鋒を担うにふさわしい渋谷の街にしていく」との決意により、署と連携してe-Tax の地域社会への普及に向けて強力なムーブメントを起こしたことが高く評価されたものです。

また、贈呈式には東京都渋谷都税事務所長及び渋谷区区民部長のほか、同協議会の普及活動に賛同される、渋谷に拠点を置かれる多くの協力企業等の出席もありました。

今回の栄誉を糧に、今後益々の普及・推進に努めてまいりますので会員の皆様のご理解とe-Tax の積極的なご利用をお願いいたします。

★渋谷電子申告・電子納税推進協議会★ (構成団体)

- 1 東京税理士会渋谷支部
- 2 渋谷納税貯蓄組合連合会
- 3 社団法人 渋谷青色申告会
- 4 社団法人 渋谷法人会
- 5 渋谷間税会
- 6 渋谷優法会
- 7 渋谷区商店会連合会
- 8 商店街振興組合原宿表参道櫛会

(協力企業等)

- 1 あいおい損害保険㈱
- 2 東京急行電鉄㈱
- 3 小田急電鉄㈱
- 4 サッポロビール㈱
- 5 キリンビール㈱
- 6 (社)東京都宅地建物取引協会
- 7 (社)日本音楽著作権協会
- 8 ヤマノビューティメイトグループ
- 9 東京都美容生活衛生同業組合渋谷支部



前列右より1番目 川口会長
前列右より3番目 小島前署長



川口会長(右)と小島前署長(左)

渋谷税務署幹部職員異動情報

(平成23年7月10日)

役職名	転任並びに留任された方々(敬称略・順不同)		ご勇退並びに転出された方々(敬称略・順不同)	
	氏名	前官職等	氏名	発令事項
署長	八本 輝雄	国税局 徴収部 次長	小島 安雄	ご勇退
副署長 総務・個人・資産担当	森脇 浩	国税庁 課税部 個人課税課 課長補佐	内藤 晃由	税務大学校本校 研究部 教授
個人課税第1部門 統括国税調査官	鷲頭 弘幸	八王子署 個人課税 統括国税調査官	田口 伸五	麻布署 特別国税調査官 (所得担当)
特別記帳指導官	—	—	小田桐 忠良	杉並署 個人課税 特別記帳指導官
個人課税第1部門 上席国税調査官	浅原 美千子	留任	—	—

【 東日本大震災義援金 ご協力有難うございました 】

渋谷青色申告会では、東日本大震災の義援金を窓口にて受け付けています。
今までお預かりした義援金 **925,312 円** (5/31 現在) は、第一期義援金として、
東京青色申告会連合会を通じて日本赤十字社に拠出いたしました。

ご協力頂き有難うございました。

当会では引き続き義援金を受け付けています。(12月まで)

希望される方には、寄付金控除を受けるためのお預かり証を発行しています。

【 東日本大震災により被害を受けた場合の税金の取扱いについて 】

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
平成 23 年 4 月 27 日に、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、「震災特例法」といいます。)が施行されました。

この震災特例法や既存の税制において東日本大震災により被災された方に適用される各種の税制上の措置に関する情報が国税庁の HP に掲載されています。
詳しくは下記の URL をご覧ください。

『東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ』

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm

● 都税についてのお知らせ ●

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成 21 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、平成 20 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了年の翌年度分から一定期間、居住部分で 1 戸あたり 120 m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話 03-3463-4311 (代表)